

茨城県自転車競技連盟規約

第一章 総 則

第一条（名 称）本連盟は、茨城県自転車競技連盟と称す。

第二条（目 的）本連盟は、茨城県における自転車競技を統括する団体であつて自転車競技を健全に普及発達させ、茨城県における体育文化の進展に寄与することを目的とする。

第三条（事 業）

本連盟は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- 1 自転車競技に関する技術を指導すること。
- 2 公益財団法人日本自転車競技連盟及び公益財団法人茨城県体育協会に対し、茨城県自転車競技を代表して加盟すること。
- 3 茨城県自転車競技選手権および県民総合体育大会を開催すること。
- 4 以下の競技に派遣する選手を選考すること。また、必要と認められた事業を実施すること。

- (1) 公益財団法人日本自転車競技連盟主催大会
 - (2) 国民体育大会自転車競技大会
 - (3) 国際自転車競技大会
 - (4) その他、公益財団法人日本自転車競技連盟から特に指示される競技大会
 - (5) 茨城県における自転車競技の記録の公認を申請すること。
 - (6) 茨城県における自転車競技会を行うこと。
 - (7) 茨城県に於ける自転車競技会を公認すること。
- (8) 審判講習会を開催し、審判員の公認を申請すること。
- (9) その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

第四条（事務所）

本連盟は、前条の事業を推進するに当たって発生する業務を処理するため、事務所を事務局長宅に置く。ただし、事務連絡先補佐として茨城県取手市白山6-2-8一般社団法人日本競輪選手会茨城支部内に置く。

第五条（組 織）

本連盟は、茨城県に居住する学識経験者及び本連盟に理解を持つ特別会員をもって組織する。

第二章 役員

第六条（役員）

本連盟に、以下の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 若干名
- 4 監事 若干名

2 前項に定めるほか、会長は理事会の推薦により、総会の承認を経て、名誉会長、顧問、参与を推薦することが出来る。

第七条（会長、副会長）

- 1 会長および副会長は総会の決議によりこれを推薦する。
- 2 会長は本連盟を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- 4 会長及び副会長は理事の資格を保有する。

第八条（理事）

- 1 理事は総会の決議により、会長がこれを委嘱する。
- 2 理事は本連盟の会務を処理する。
- 3 理事は互選により、理事長1名、常任理事若干名を定める事が出来る。
- 4 理事長は理事会を統括代表し、理事会を招集して会務の運営を図るほか一般事務の運営についてその責に任じ、副理事長は理事長を補佐し、常任理事は常務を処理する。内一名は会計を担当する。

第九条（監事）

監事は総会の決議により会長がこれを委嘱する。

2 監事は本連盟の財務等を監査する。

第十条（顧問、参与）

顧問、参与は自転車競技界に功労ある者並びに学識経験者中より理事会の推薦により総会の承認を得て会長がこれを推薦する。顧問、参与は本連盟の諮問機関でありその中で顧問は最高諮問機関である。

第十一条（任期）

役員任期は二年とする。

第十二条（補欠役員）

補欠指名された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条（権能）

総会は、次の事項を決定する。

- 1 予算および決算

- 2 事業計画
- 3 役員の承認または決定
- 4 本連盟規約の改正
- 5 その他重要事項

第十四条（定時及び臨時総会）

- 1 本連盟の定時総会は毎年四月に開催する。
- 2 常任理事会がその必要を認めた時または理事の三分の一以上から請求があった時はこれを開催する。

第十五条 総会は会長がこれを招集する。

第十六条（議 事）

- 1 総会は、理事の三分の一以上（委任状を含む）の出席に依って成立する。
- 2 規約の変更に関しては三分の二以上の出席を必要とする。
- 3 総会の議事は出席者の過半数で決定する。

第四章 経 理

第十七条（経 費）

本連盟の経費は以下のもので支弁する。

- 1 事業収入
- 2 選手登録料
- 3 寄付金又は助成金、補助金
- 4 その他の収入

第十八条（会計年度）

毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第十九条（事務局）

事務局に書記および嘱託を置くことが出来る。

第二十条（登録競技者）

- 1 （資格）本連盟に登録しようとする競技者は、茨城県に満三ヶ月以上居住又は、勤務あるいは学籍を有するものでなければならない。
- 2 （登録手続）登録は毎年更新するものとし、定められた書式に自ら必要事項を記入し、規定の登録料を添えて毎年4月末日までに申し込まなければならない。
- 3 （制裁）登録競技者は、公益財団法人日本自転車競技連盟規定により、制裁を受けることがある。

平成20年7

月13日 一部改正

平成25年4

月29日 一部改正